

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
保育課 子育て支援課 子育てリフレッシュ館	結果	保育施設等における 物品管理	【監査の結果１】 寝屋川市は、保育施設等における物品管理の方法を見直すべきである。	【保育所・園】 ・各保育所・園で備品リストの再点検、物品管理シールの貼付又はマジックで備品番号、日付等の必要事項を記入するとともに、平面図と連動して備品の配置場所が分かるリストを作成しました。 ・また、定例として年１回、備品リストと平面図のチェックをクラス担任と各施設の庶務担当者で行い、所長・園長は、その結果を保育課長に報告し、報告を受けた保育課長は、報告を受けた日、点検結果等をリスト化することとしました。 ・なお、備品の移動を行った際にも同様に、備品リストの更新、所長・園長による確認、保育課長への報告等を行うこととしました。 【あかつき・ひばり園】 ・統合型内部事務システムの備品整理簿の備考欄に当該備品の配置場所を明記し、現況備品の確認を行うとともに、指定管理者と協議し、寝屋川市の備品と指定管理者の備品を明確に区別しました。 ・また、各年度２月に備品整理簿と平面図のチェックを、クラス担任と事務担当者で行い、所長はその状況を把握した上で、子育て支援課長に報告します。 ・なお、備品の移動を行った際にも同様に、備品整理簿の更新、所長による確認、子育て支援課長への報告等を行います。 【子育てリフレッシュ館】 ・備品リストの再点検を行うとともに、備品管理票又は油性ペンで備品番号、日付等の必要事項を記入するとともに、平面図と連動して備品の配置場所が分かるリストを作成しました。 ・また、定例として年１回、備品リストと平面図のチェックを担当職員が行い、その結果を物品管理者に報告し、報告を受けた物品管理者は、その報告に基づき備品リストの更新を行うとともに、子育てリフレッシュ館長に報告等をします。
子育て支援課	意見	妊婦健康診査	【意見１】 妊婦健康診査事業について、健康診査を医師会等に委託しつつ、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務手数料を支払うことは、形式的には不合理とも捉えられるから、契約形式や契約書文言について調整を検討すべきである。	・妊婦健康診査及び審査事務の契約内容自体は、大阪府が取りまとめ、府内統一の内容となっていることから、変更については、調整期間を要するため、大阪府・大阪府医師会・大阪府助産師会と調整してまいります。
子育て支援課	意見	妊婦歯科健康診査	【意見２】 妊婦歯科健康診査について、一般社団法人寝屋川市歯科医師会に委託しながら、各医療機関から市へ委託料を請求することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。	・契約形式、契約書文言の変更について、調整期間を要するため一般社団法人寝屋川市歯科医師会と調整してまいります。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
子育て支援課	結果	予防接種事業	【監査の結果２】 寝屋川市取扱医療機関で予防接種を受ける際の接種費用助成金（補助金）交付申請書と、その他の接種費用助成金（補助金）交付申請書において、暴力団員等ではない旨の誓約文言の有無を統一すべきである。	・全ての予防接種申請書に、暴力団員等ではない旨の誓約文言を明記した交付申請書（医療機関配布用）を作成し、医療機関への配布を行いました。
子育て支援課	意見	乳幼児健康診査事業、乳児一般及び後期健康診査事業	【意見３】 乳幼児健康診査事業について、健康診査を大阪府医師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。	・乳幼児健康診査及び審査事務の契約内容自体は、大阪府が取りまとめ、府内統一の内容となっていることから、変更については、調整期間を要するため、大阪府・大阪府医師会・大阪府助産師会と調整してまいります。
子育て支援課	結果	母子保健訪問指導	【監査の結果３】 新生児及び未熟児等訪問指導委託契約書には、受託する各助産師全員が記名押印すべきである。	・新生児及び未熟児等訪問指導を実施する助産師一人一人と契約を締結することとしました。
子育て支援課	結果	産後ケア事業	【監査の結果４】 寝屋川市産後ケア事業（居住訪問（アウトリーチ）型）委託契約書には、受託する各助産師全員が記名押印すべきである。	・産後ケアを提供する助産師一人一人と契約を締結することとしました。
子育て支援課	意見	産婦健康診査事業	【意見４】 産婦健康診査事業について、健康診査を大阪府医師会及び大阪府助産師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。	・産婦健康診査及び審査事務の契約内容自体は、大阪府が取りまとめ、府内統一の内容となっていることから、変更については、調整期間を要するため、大阪府・大阪府医師会・大阪府助産師会と調整してまいります。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
子育て支援課	意見	新生児聴覚検査事業	【意見５】 新生児聴覚検査診査事業について、検査を大阪府医師会及び大阪府助産師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。	・新生児聴覚検査及び審査事務の契約内容自体は、大阪府が取りまとめ、府内統一の内容となっていることから、変更については、調整期間を要するため、大阪府・大阪府医師会・大阪府助産師会と調整してまいります。
子育て支援課	意見	多胎児家庭支援事業	【意見６】 多胎児家庭支援事業においてタクシー乗車券の交付を受けた者が、交付後に市から転出した場合の取扱いについて要綱に定めるべきである。	・当事業は、多胎児家庭の育児負担軽減のための制度であることから、対象者のニーズを確認しながら、転出後の取扱いについて、委託先のタクシー協会等と協議し、対応を検討してまいります。
子育て支援課	意見	低所得の妊婦に対する初回産科受診支援事業	【意見７】 事業の周知を更に進めるべきである。	・当事業の周知については、これまでも医療機関に対し、個別に事業周知の案内を送付しております。 ・引き続き、支援を必要とする妊婦が適切に制度を利用していただけるよう、医療機関に対して情報提供を行うとともに、市としても、情報が届きやすい方法や媒体について検討してまいります。
子育てリフレッシュ館	意見	子育て情報配信サービス事業	【意見８】 子育て情報を含む施策情報の配信及びアプリ等ツールの役割分担を明確にし、集約・一元化を検討すべきである。	・子育て情報の配信については、メールねやがわ、市公式アプリ「もっと寝屋川」及び子育て支援課LINE公式アカウントを活用しています。これは、より多くの市民へ子育て情報を届けるために様々なツールを利用しているものであることから現行の運用を継続するとともに、統合等については、子育て世代が活用する媒体の変化等を踏まえ検討してまいります。
子育て支援課	結果	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	【監査の結果５】 新生児訪問指導・未熟児訪問指導をした家庭は事業の対象外である旨を要綱に明記すべきである。	・国のガイドラインでは、「市町村の判断により他の訪問事業と併せて実施することとして差し支えない。」と明記されています。 ・新生児訪問指導・未熟児訪問指導後の家庭において、現状、養育状況の変化等により、養育環境の把握や支援が必要となる家庭があります。そのような状況から、要綱において、他の訪問事業対象家庭を直ちに乳児家庭全戸訪問事業の対象外とすることで、養育に不安を抱える子育て世帯を適切な支援ができなくなることも想定されることから、他自治体の対応状況等を踏まえても、現時点において対象外にするべきではないと考えております。 ・今後、他自治体の対応状況、国制度の変化等を踏まえつつ、対応方法の在り方等について検討してまいります。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
保育課	意見	食物アレルギー対策事業	【意見9】 食物アレルギー対策の補助金の算定基準をより実情を反映した基準となるよう検討する必要がある。	・アレルギー疾患を有する子どもへの対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、生活管理指導表により原因食品を把握し、安全を最優先とした完全除去を基本としています。また、アレルギー症状を誘発するリスクの高い食物を使わない献立メニューを取り入れていることで、アレルギーの有無にかかわらず同じ給食を提供しているところであり、アレルギー児童の人数や除去する食材数の増加が、直接的に給食調理員の負担増に繋がるものではないことから、現時点においては、現行の給食調理員の人件費補助の考え方は妥当であると考えております。今後、国のガイドラインに定めるアレルギー対応の動向を注視する中で、引き続き、支援の在り方について検討してまいります。
保育課	結果		【監査の結果6】 食器等の購入時の領収書の提出に合わせて、購入物品の明細を求めるべきである。	・令和7年度の実績報告の依頼に当たっては、実績報告書における単価、数量等の記載方法について改めて周知を行うとともに、記載内容を裏付ける領収書等の根拠資料を提出させました。 ・また、実績報告書の記載及び添付書類のいずれにおいても内容の確認ができない場合には、記載内容の是正及び購入物品の明細の提出を求めるよう運用を改めました。
保育課	意見	《エージェンシー型教育Act1プラン》保育補助者雇上強化事業	【意見10】 保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部において多義的に解釈できる文章があるので、誤解が生じないように同要綱の文言の修正を検討すべきである。	・要綱の対象事業について、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）及び保育士として職場復帰を目指す保育士を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（有資格者保育補助者）として雇上げる事業とすることを明記することといたしました。
保育課	結果	待機児童ZEROプランR6推進事業	【監査の結果7】 交付要綱の将来解釈上の疑義が生じないように別表の備考の文言を修正すべきである。	・当事業は、市外から保育士を誘引し、市内保育施設での保育士の確保を目的として実施しているものであり、平成29年4月1日以降に、市内の補助対象施設へ初めて採用された保育士が、その後、市内の他の補助対象施設に転職又は転勤した場合であっても、引き続き、寝屋川市内で就労していることに変わりがないため、当事業の趣旨に照らして補助対象としています。 ・このため、当該取扱いが将来にわたり正しく解釈できるよう、交付要綱別表の備考欄について、転職又は転勤した場合であっても補助の対象とする旨の記載を加え、補助対象の範囲を明確にすることとします。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
保育課	意見	《エージェンシー型教育Act 1 プラン》就学前教育・保育プログラム事業	【意見11】 どのようなことをどれだけ実施すれば、補助金の交付条件を満たすかについては交付要綱に明記すべきである。 また、新たな取組でもあるため、今後各保育所等の取組レベルを一定の水準以上に保つ必要があり、保育者等の資質及び組織全体の専門性の向上を図ることが重要であり、そのためには先進事例等の研修会等を実施していく必要がある。	・補助基準については、実施計画書にエージェンシー型教育・保育における対話の要件を示し、対象条件とすることを記載しております。 ・就学前教育・保育プログラム事業における取組水準の維持・向上については、今後、エージェンシー型教育推進員の育成を進める予定としており、更なる理解促進と市域全体の専門性と資質向上を図ってまいります。
保育課	結果	延長保育事業	【監査の結果 8】 民間事業者が提出する実績報告書において、提出する人件費の経費について、勤務時間に関する資料の提出を求める、あるいは、定期的に実地調査（寝屋川市延長保育事業補助金交付要綱第12条）を実施する等により、延長保育事業に関する人件費算出の根拠を明確化すべきである。	・実績報告書に「専任・兼務」「按分率」等の記載項目を設けるとともに、記載内容を裏付ける根拠資料として、「賃金台帳」「給与明細の写し」等を提出させるよう運用を改めました。
子育てリフレッシュ館	意見	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	【意見12】 補助金額と利用人数がアンバランスな状況となっており、寝屋川市中心部における一時預り事業（一般型）に対応する保育所の充実をより図るべきである。	・現在、子育てリフレッシュ館で実施している一時預かり事業（一般型）は、令和8年4月からこども図書館（京阪寝屋川市駅直結）へ移転するため、寝屋川市中心部における一時預かり施設の充実は一定図られるものと考えています。 ・なお、「補助金額と利用人数がアンバランス」という意見については、財源として「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱によるものであるため、直ちに改善することは困難ではありますが、各民間保育所等の実績を基に連携を図りながら、今後の方向性を検討し、利用者の更なる増加を目指します。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
保育課	意見	病児保育事業	【意見13】 寝屋川市は、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費にいかなる支出が含まれるかについて、明確な基準を策定すべきである。 なお、令和7年度の補助金概要資料には、人件費以外の経費として「○対象となる例」「○対象外となる例」という項目を新設し、「※補助対象となるか疑義が生じた場合は事前にご相談ください。」と記載されており、本意見での課題は既に一定程度解消されている。本意見は、令和6年度の資料に関する監査結果であるため、意見として残すものである。	・令和7年度から、補助金概要資料に、人件費以外の経費として「対象となる例」「対象外となる例」という項目を明示し、補助対象となるか疑義が生じた場合の事前相談の項目を追記するなど、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費の明確な基準を策定しました。
保育課	意見		【意見14】 寝屋川市は、病児保育事業（病児・病後児対応型）の実績報告書に添付される「補助事業に関する収入及び支出を示す書類」について、算出の根拠及び客観的資料を添付させるべきである。	・算出根拠の客観性を高める観点から、単に資料の提出を義務付けるだけではなく、事業者の事務負担を考慮し、補助額に応じた必要な請求がなされるよう、適切な根拠資料の在り方について検討してまいります。
こどもを守る課	結果	子ども食堂支援事業	【監査の結果9】 寝屋川市は、子ども食堂支援事業補助金審査委員会において、慎重な交付審査を行うと共に、実績報告書については、市から事業者に対し要綱の趣旨に沿った適切な記載を求め、また、事業者においても市からの求めに応じなければならない。また、求めに応じないときは補助金交付の取消しを十分に検討すべきである。	・実績報告書には、運営に要した経費全ての領収書を添付するよう、令和8年度の子ども食堂支援事業の募集要項に追記しました。 ・子ども食堂の開催時に実地確認も行っており、領収書を含め、実績報告書の内容に疑義が生じた場合には、追加資料の提出や説明を求め、これに応じない場合は、交付決定の取消しを検討します。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
子育て支援課	意見	児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業	【意見15】 寝屋川市は、指定管理者において、保護者会の活動支援及び保護者控室の管理が適切に行われるよう注視すべきである。	・保護者控室において販売されている市販飲料等は、あくまで一般価格であり、周辺にも代替として市販飲料等を入手できるような場所がなく、また、保護者控室についても、保護者が付き添って来園するために必要な場所であることから、引き続き、指定管理者において保護者会と協力しつつ、適切な活動支援と控室の管理を行うよう、指定管理者に指示しました。
子育て支援課	意見		【意見16】 寝屋川市は、指定管理者による物品管理の状況を、適切に監督すべきである。	・指定管理者における備品管理については、台帳整備と配置場所を明記し、市の備品管理に準じ、台帳を整備するとともに、備品の配置場所を明記するよう、指定管理者に業務改善を指示し、改善されていたことを確認しました。
子育て支援課	意見		【意見17】 寝屋川市は、指定管理者に管理させる備品の安全性について、精査を一層徹底すべきである。	・御指摘の木製滑り台に関しては、夏の休園に合わせて更新をする予定をしております。 ・なお、更新までの間については、毎週水曜日に他の遊具等と併せて点検をし、安全確認をした上で使用し、引き続き、破損・劣化に係る対応を行ってまいります。
子育て支援課	意見	地域子育て支援事業	【意見18】 寝屋川市は、補助金交付先から提出を受ける実績報告を、一層有効に活用すべきである。	・参加者がいなかったイベント等についても、準備に係る経費が一定発生しており、これらも補助対象経費に該当するものと考えております。 ・今後、補助対象施設から事業実施回数、参加人数等の聞取りを行いながら、事業を進めるなど、これまで以上に補助対象施設と連携を図りながら、事業実施回数や参加人数の増加を目指してまいります。 ・なお、「開催を準備していたものの参加者がいなかった場合についての取扱い」については、明確にする必要があることから、次回の交付申請書等に明記するなどの対応を検討してまいります。
企画四課	意見		【意見19】 寝屋川市は、行政財産の貸付けを選択する場合にも適切にリスクを低減すべきである。	・「契約書への造作買取請求権の放棄の記載」については、令和8年度契約分から区画賃貸借契約書に、事業者が貸付物件に設置した造作に関して、市に対して買取請求をすることができない旨を追記しました。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
子育てリフレッシュ館	結果	子育てリフレッシュ館の運営	【監査の結果10】 寝屋川市は、現金を適切に管理すべきである。	・現金取扱員を集計担当、納付書作成担当、確認担当の3人とし、記載内容の集計及び納付書との整合を相互に確認した上で、確認担当が最終確認を行う体制を整備しました。 ・また、現金納付については、確認担当が領収済通知書と納付金額及び領収日付印を確認した上で、その内容を「収納金出納簿」に記帳し、金額に相違がないかを確認することとしています。 ・なお、上記の取扱い手順を定めた「収納金出納チェックリスト」を作成し、確認のタイミングをあらかじめ定めることとで、対応を確実に進める改善を行いました。
障害福祉課	意見	放課後等デイサービス事業	【意見20】 寝屋川市は、引き続き、事業者がモラルハザードに堕することのないように注視し、もって障害児の最善の利益の実現に努めるべきである。	・事業者の不正防止及び障害児の最善の利益の実現のため、サービス更新手続等の際には、保護者と密に連携を取り、サービス・支援内容の確認を行っているところで す。 ・また、保護者から確認した情報の内容によっては、指導監査課と連携し、事業者への指導・監査につなぐ体制を構築し、事業者の専門性等の維持・向上に努めてまいります。
障害福祉課	意見	移動支援事業	【意見21】 寝屋川市は、事業者からの不適切な報告が減少するよう、引き続き、事業者に対し案内・注意喚起・指導を続けるべきである。	・契約締結時（毎年度）において、正しい記載方法に加え、請求時に頻発する誤りの具体例や留意すべきポイントを分かりやすく整理した案内文を事業者へ送付し、適正な事務処理に向けた注意喚起を行いました。 ・また、請求内容の審査過程において誤りが確認された場合には、当該事業者に対して速やかに訂正を求めるとともに、誤りの内容や原因を踏まえた個別の説明・指導を行っています。 ・これらの取組を継続的に実施することで、事業者における報告誤りの未然防止及び減少することにより、市職員の事務負担の軽減につなげてまいります。
こどもを守る課	意見	ヤングケアラー支援事業について	【意見28】 事業者が日報を作成し提出することについて、仕様書へ記載、あるいは業者との合意内容として文書化することなど、明確化の方法を検討するべきである。	・令和8年度寝屋川市ヤングケアラー家庭に対する家事等訪問支援事業委託（令和8年4月1日契約）に係る仕様書に、実績報告書だけでなく日報についても提出書類として記載しました。

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
契約課	意見	委託契約の暴力団排除措置について	【意見29】 契約の相手方やその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨、それぞれ表明した誓約書については、入札参加資格業者登録時や契約金額が500万円以上となる場合に提出を求めているとのことだが、契約金額が500万円未満の場合であっても、誓約書の提出を求めるべきである。	・契約金額500万円未満の案件についても誓約書を徴取することについては、事業者負担も十分考慮する必要があり、他市の状況を踏まえる中で効果的な運用について検討を行います。
こどもを守る課	結果	債権管理について	【監査の結果11】 債権管理の体制を見直すべきである。	【児童扶養手当返還金】 ・令和7年度から、3か月以上未納が続く場合は、法的手続をとる可能性があることを文書で警告するとともに、財産調査同意書の提出を求めており、長期間の未納が改善されつつありますが、これによっても対応が難しい事例については、令和8年度中に法的手続による支払督促を行います。 【母子父子寡婦福祉資金貸付金】 ・令和8年度中に、滞納期間・滞納金額等の整理と滞納者に対するアプローチ方法を明確にするとともに、現在の滞納者の居住実態等を調査し、法的手続による債権回収を行います。